いわき市UIJターン支援事業

東京23区などから、いわき市に移住される方を支援します。

移住前の10年間のうち、通算で5年間（うち直近連続1年）以上、東京23区在住又は東京圏在住で東京23区通勤の方が、Fターンサイトを通じて就職した場合などに、移住支援金を支給します。

単身世帯：60万円、2名以上の世帯：100万円

18歳未満のお子さまひとりあたり：100万円を加算

1 UIJターン支援事業とは？

いわき市では、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域（※）を除くエリア）からいわき市に移住した方で裏面の要件を満たした方へ支援金を交付します。

※条件不利地域　**東京都**：檜原村、奥多摩町、大島町等　**神奈川県**：山北町、真鶴町、清川村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市等　**千葉県**：館山市、勝浦市、鴨川市等

2 移住支援金の額は？

- 単身の場合60万円　●二人以上の世帯の場合100万円
- 18歳未満のお子さまを帯同して移住した場合、お子様ひとりあたり100万円を加算

※2023年１月１日以降転入の場合

3 補助対象者になるのは？

次の「移住元の要件」「移住先の要件」、「就業や起業、関係人口」の要件を満たしている方

※次の❶～❸の要件をすべて満たす場合、移住支援金の受給対象となる可能性があります。

❶ 移住元の要件

□ 次のA及びBのいずれにも当てはまること

A 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区に通勤していたこと。

※ 東京23区内の企業等へ就職した者については、東京23区内の大学等へ大学の通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

B 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤していたこと。

移住元の要件対象例

Aさん　町田市に在住し、千代田区の大学に4年間通学し、八王子市の企業に1年間通勤した後、転職し、港区の企業に2年間通勤した場合

町田市在住	通学	千代田区	対象	4年間
町田市在住	通勤	八王子市	対象外	1年間
町田市在住	通勤	港　区	対象	2年間

Bさん　荒川区に4年間在住し、就職のため川崎市に転居し、川崎市の企業に2年間通勤した後、転職し、大田区の企業に3年間通勤した場合

荒川区在住			対象	4年間
川崎市在住	通勤	川崎市	対象外	2年間
川崎市在住	通勤	大田区	対象	3年間

裏面に続く→